博士論文インターネット公表に際しての Q&A

2014.11.11 長崎大学附属図書館 学術コンテンツ (2016.1.8 改訂)

平成 25 年 4 月 1 日学位規則改定により、学位授与者は学位を授与された日から一年以内に、博士論文全文 または要約をインターネット公開することが義務となりました。

本学では『長崎大学学術研究成果リポジトリ: NAOSITE』に博士論文を登録することで、インターネット公開となり、国会図書館に自動収集されます。これに伴い長崎大学附属図書館 学術コンテンツでは、学位授与者のリポジトリ登録のサポートを行っています。

以下過去の事例より Q&A を作成致しましたので、ご一読頂きますようお願い致します。

Q 学術雑誌投稿論文を博士論文とするのですが、出版社版 PDF をリポジトリ登録できますか?

A 現在、各出版社ではオープンアクセスオプションなどを付けることで、クリエイティブコモンズライセンスとして出版社版 PDF の利用を可としている学術雑誌も多いです。

また本学紀要に掲載された博士論文については、リポジトリに出版社版 PDF を登録しており、利用は可能です。(例:医学部紀要 Acta Medica Nagasakiensia)

学会によっては、出版社版 PDF の利用を許可している学会や、掲載禁止期間を過ぎれば出版社版 PDF 登録を許可している学会などもあります。

このように利用を許可されている場合は、出版社版 PDF をリポジトリに登録可能です。

通常は出版社版 PDF の利用不可としている学会でも、今回の法改正により博士論文に限り利用を許可しているところもあります。まずは出版社や学会へお問い合わせ下さい。

※クリエイティブコモンズライセンスとは

クリエイティブ・コモンズとは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス (CC ライセンス) を提供している国際的非営利組織とそのプロジェクト



の総称です。CC ライセンスはインターネット時代のための新しい著作権ルールの普及を目指し、様々な作品の作者が自ら「この条件を守れば私の作品を自由に使って良いですよ」という意思表示をするためのツールです。CC ライセンスを利用することで、作者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、受け手はライセンス条件の範囲内で再配布やリミックスなどをすることができます。

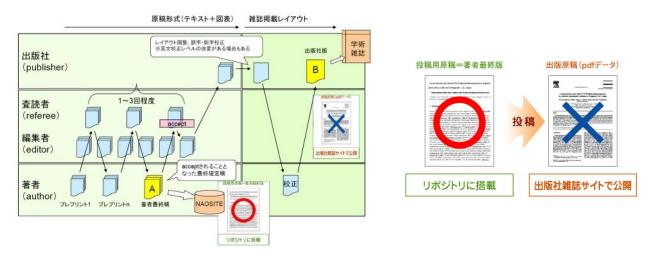
http://creativecommons.jp/licenses/

Q 学術雑誌投稿論文の著者最終原稿を博士論文として登録可能ですか?

A 図書館では著者最終原稿が「博士論文全文」として公表できるのか判断できませんので、まずは指導教員にご相談下さい。

大手出版社である、Springer 社・Oxford University Press 社については、通常リポジトリ登録は著者 最終原稿となっています。なかには公表禁止期間を定めている出版社もあります。

まずは学術雑誌出版社の著作権ポリシーを確認し、不明な場合は図書館までご連絡下さい。



著者版:著者最終原稿について

http://naosite.lb.nagasaki-u.ac.jp/dspace/about/touroku.jsp

- Q 博士論文をインターネット公表できない「やむを得ない事由」とはどういう場合ですか?
- A 「やむを得ない事由」とは以下の場合が考えられます。

【やむを得ない事由とは】

- a. 立体形状による表現等を含む場合
- b. 著作権保護, 個人情報保護等が必要な場合
- c. 出版刊行, 多重公表を禁止する学術雑誌への掲載, 特許の申請等の関係で学位を授与 された者に明らかな不利益が生じる場合
- d. 他者の著作物を転載している,または出版刊行済み,学術雑誌へ掲載済みであって,著作権者からインターネット公表の許諾が得られない場合

その他、様々な個別のケースが考えられます。まずは指導教員にご相談下さい。

Q 博士論文内で新聞記事画像を引用しているのですが、リポジトリ登録しても大丈夫ですか?

A 著作権法第32条により以下の条件を全て満たせば、他者に権利のある著作物を引用して利用することができます。

【引用と認められる条件】

- a. 引用する資料は既に公表されているもの
- b. 報道、批評、研究などのための正当な範囲内である
- c. 引用部分とそれ以外の部分の主従関係が明確である
- d. カギ括弧などにより引用の部分が明確になっている
- e. 引用を行う必然性がある
- f. 出所を明示している

しかし『正当な範囲内による引用』のつもりであっても、著作権者の判断により『引用』ではなく『転載』とみなされる場合や、『引用』であっても使用料を請求される場合もあるようです。

また著作権が切れている著作物についても、その所有者によってはインターネット公表について事前 照会が必要な場合もあります。

他者の著作物を引用または転載している場合は、著作権者に『博士論文内に引用(転載)すること。またその内容をインターネットで公表すること。』の確認をとるようにしてください。

参考:ネットワーク上の著作権について

http://www.pressnet.or.jp/statement/copyright/971106_86.html

(一般社団法人 日本新聞協会)

著作権者よりインターネット公表に際し掲載料金が発生した場合や、許諾を得られなかった場合は「やむを得ない事由」に当たると考えられます。指導教員にご相談ください。

Q リポジトリ登録用ファイルとして、印刷不可のパスワードをかけたファイルを登録したいのですが?

A パスワードをかけたファイルをリポジトリ登録することは可能です。しかし文科省からの通知にあるように『全文公開の求めに供する』ため、大学および国会図書館へ印刷可のファイルを提供していただく必要があります。(※国会図書館への送付については教育支援課が担当します。)

参考:国会図書館 国内博士論文の収集 2. 博士論文の送付方法

(3) インターネットを利用して論文の全文を公表しない場合

http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/hakuron/index.html

印刷により著者として不利益が生じる場合は「やむを得ない事由」として学長の承認を得る事も考えられますので、指導教員にご相談下さい。

Q 「やむを得ない事由」に該当する場合はどうすればよいのでしょうか?

A 「やむを得ない事由」に該当する場合は、『インターネットの利用による学位論文(全文)の不公表(公表保留)承認願』に必要事項を記入し、大学院係へ提出、学長の承認を得て下さい。 承認を得た後、「博士論文全文の公表」に代えて「全文の要約」を公表することができます。 しかし要約を公表しても、「やむを得ない事由」が消滅した場合は、全文公開をしなければいけないので注意が必要です。

また、大学と国会図書館はその論文の全文を閲覧できるようにしなければならないため(学位規則第九条第二項関係)、印刷可の全文ファイルを大学院係へ提出して下さい。(※国会図書館への送付については、教育支援課が担当します。)

Q 要約を公表しているのですが、『博士論文文献複写確認書』とは何ですか?

A 図書館において利用者が博士論文を閲覧した結果、全文複写を希望した場合、著者の了解が得られている時は全文複写を行うことができます。 (著作権法第三十一条)

この全文複写の意向を在学中に確認する必要があるため、要約を公表した著者に対し『博士論文文献複写確認書』の提出をお願いしています。

選択肢内の『全文複写不可』を選択した場合でも、著作権法の定めにより半分までの複写が許可されることをご理解下さい。また『利用目的を確認しその都度指示を出す』を選択した場合は、利用者からの申請がある度に、記載されたメールアドレスへ図書館より連絡が入ることになります。 これらの点を考慮し、確認書の記載および提出をお願いします。

Q PDF/A 形式がわかりません。どうすればいいのでしょうか?

A 変換には、Adobe Acrobat などの PDF 変換ソフトが必要です。もし出来ない場合は、WORD ファイルをそのまま大学院係へ提出して下さい。図書館がファイルを受け取り次第、PDF/A 形式に変換・登録します。

また過去、PDF/A 形式でファイルをご送付いただいた際、文字化け・文字抜け・Figure や Table 番号相違・ページ数相違・図表のズレなどが発生していることが多々ありました。いただいたファイルはそのまま登録することになりますので、内容の再確認をお願い致します。

※PDF/A とは

国会図書館では、電子ファイルの形式として PDF/A (ISO 19005) を推奨しています。また、長期的な保存及びアクセシビリティ確保のため、外部情報源(外部フォント等)を参照していないこと(フォントを埋め込んだファイルとすること)をお願いしています。

ただし本学では PDF/A 変換不可の場合、通常の PDF 形式で登録しています。 PDF 形式についてのご 質問は図書館までお願い致します。

Q リポジトリ登録の際、キーワード等も登録したいのですが、登録できますか?

A リポジトリ登録の際、著者名・タイトルだけでなく、別言語の著者名・別言語のタイトル・キーワード・抄録など、博士論文のメタデータを追加登録することが可能です。 これらについては直接、図書館へご相談下さい。

Q リポジトリに登録公表する予定でしたが、博士論文の内容を学術雑誌に投稿することにしました。 登録公表はどうすればよいでしょうか?

A 学術雑誌投稿規定に『投稿内容は未発表のもの』とある雑誌が多いです。リポジトリに登録することは、発表済みと見なされる可能性が高いため、学術雑誌投稿・掲載後にリポジトリ登録することをお勧め致します。この件につきましては、まず指導教員と大学院係へご相談ください。

- Q 学位論文を修正(書き足し)してから、登録しても良いでしょうか?
- A 学位授与された論文を登録しますので、内容の修正は認められません。 詳しくは、大学院係へご相談ください。
- Q 学位論文の内容について、利用者から意見を聞きたいので自分の連絡先を掲載したいのですが?

A インターネット上に過度の個人情報を掲載することは、お断りしております。論文内容について利用者から問い合わせがあった場合は、図書館から著者へご連絡させていただきます。 個人情報保護についてご理解いただきますようお願いします。

Q リポジトリ登録に、どうしてメールアドレスが必要なのですか?

A 図書館では博士論文をリポジトリ登録する前準備として、登録ファイルに文字化けなどの不備がないか、著作権は大丈夫かなどの再確認を行っています。不備などがあった場合、直接著者へ再確認をとる必要があります。

またリポジトリに博士論文を登録する際、著者のメールアドレス情報も登録し、毎月1日に論文閲覧状況確認メールが届くように設定しています。この閲覧状況メールにより、自分の博士論文の利用状況を知ることができます。その他、登録されたメールアドレスでリポジトリにログインすることにより、詳細な閲覧状況を確認することも可能です。

その他リポジトリ登録後、利用者から博士論文内容の問い合わせや、引用許諾依頼が図書館にあった際、図書館から著者へ連絡することもあります。

このような理由により、図書館へのメールアドレスの通知をお願いしています。卒業後・帰国後に確実 に連絡がとれるメールアドレスの取得をお願いします。

Q リポジトリ登録について相談したいのですが、図書館のどこへ連絡すればいいのですか?

A リポジトリ登録については、中央図書館事務室にある学術コンテンツが担当しています。ご不明な 点がありましたら、係にメール (libcon@ml.nagasaki-u.ac.jp) でお問い合わせください。

長崎大学附属図書館 学術コンテンツ

TEL: 095-819-2195 / E-Mail: libcon@ml.nagasaki-u.ac.jp